

平成 年 月 日

三菱重工健康保険組合理事長 殿

療養費・第二家族療養費支給申請書

会社名・所属			
被保険者証 記号番号		被保険者氏名	印
従業員番号		電話番号	

対象者氏名	続柄		生年月日 (和暦で)	年	月	日	
申請理由 (該当するものに ○をつける)	①保険証を持たずに受診した ②前健康保険での資格喪失後受診 ③治療用器具作成 ④治療用眼鏡作成 ⑤弾性着衣購入 ⑥はり・きゅう・マッサージ ⑦輸血の血液代 ⑧骨髄移植、臓器移植の際の運搬費用						
傷病名		治療を受けた医療 機関など	名称:				
			所在地:				
発病または 負傷の原因	いつ	平成 年 月 日	どこで				
	どのように						
	勤務時間中ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	通勤途上ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	交通事故等の 第三者行為に よるものですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
申請金額	円	支給金額の受領を事業主に委任いたします。				氏名	印

添付書類(申請理由で異なります)が必要となりますので、次頁の注意事項を確認の上、ご提出願います。

<申請期限>

- ①、②については受診をした日の翌日から2年以内
 ③～⑧については代金を支払った日の翌日から2年以内 } に三菱重工健康保険組合必着

<申請書の送付先>

郵送の場合……〒108-8215 東京都港区港南2-16-5 三菱重工健康保険組合 宛
 重工社内便を利用される場合……重工本社気付 三菱重工健康保険組合 宛

支給並びに支出決済伺							
申請額	円	支給 決定 額	療養費	円	常務理事	事務長	係
査定額	円		食事療養費	円			
一部負担金額	円		高額療養費	円			
	円		療養附加金	円			
	円		計	円			

療養費・第二家族療養費支給申請書の注意事項

一旦全額自己負担となった医療費について、申請により一部負担割合に応じた自己負担額を差し引いた額が療養費として支給されます。

**いずれの場合も領収書は原本で、対象者のフルネームが明記されていること。
また、特段の明記がない限り添付書類は原本が必要です。**

申請理由	添付書類	注意事項等
① 保険証を持たずに受診したとき	・診療報酬明細書 または診療内容のわかる明細書 ・領収書	初診時特定療養費や診断書代等の自費分、消費税等は給付の対象外となります。
② 前健保からの返還請求を受けたとき	・前健保発行の診療報酬明細書（開封無効の封筒のまま提出） ・前健保発行の領収書	保険者によっては同意書を用いて保険者間で診療報酬明細書の授受を行うところもあります。 この払い戻しを受ける場合のみ、領収書の宛名が前健保の被保険者名であっても構いません。
③ 装具を作成したとき	・医師による装具の意見書や証明書 ・領収書および装具の種類、内訳等の記載された明細書 ・靴型装具の申請については、作成した靴型装具の画像	治療用装具は医師が治療上必要と認め、作成されたものが給付の対象となります。 このため、医師の意見書の日付より、領収書の日付の方が後になると考えられます。 治療用装具は国の基準によって耐用年数や価格が決められています。耐用年数内の同一装具の作成は給付の対象外となりますので、破損や故障の際は原則として修理や調整をしてご使用ください。 靴型装具の画像は別紙の靴型装具用画像貼付台紙に貼付してください。
④ 治療用眼鏡を作成したとき	・弱視等治療用眼鏡等作成指示書（写しも可） ・領収書	9歳未満の小児で、弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正が対象となります。 更新は5歳未満は1年に1回まで、5歳以上は2年に1回までとなります。 厚生労働省の通知により、費用には上限があります。 治療用眼鏡は医師が治療上必要と認め、作成されたものが給付の対象となります。このため、作成指示書の日付より、領収書の日付の方が後になると考えられます。
⑤ 弾性着衣を購入したとき	・療養担当に当たる医師の弾性着衣等の装着指示書 ・領収書および明細書	リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防のために医師の指示に基づき弾性着衣を購入した場合、療養費として払い戻しを受けることができます。 着衣の種類により上限額があります。
⑥ はり・きゅう・マッサージの施術を受け、受領委任払いができなかったとき	・保険医の同意書 ・治療院作成の療養費支給申請書 ・領収書	対象となる病名が限られており、また、医師の同意が必要となります。
⑦ 輸血の血液代	・医師による輸血証明書 ・領収書	親子、夫婦、兄弟等の親族から血液を提供された場合は対象外となります。
⑧ 骨髄移植、臓器移植の際の運搬費用	・医師による搬送を要する証明書 ・領収書及び経路のわかる明細書	骨髄移植・臍帯血移植・同種腎移植に係る医師の派遣に要した費用・搬送に要した費用については、移送費の算定方法に準じて支給します。